

山口市地域経済循環創造事業
(ローカル 10,000 プロジェクト)
令和7年度審査会
選定要領

令和7年7月

山口市商工振興部ふるさと産業振興課

目次

1	選定の目的	2
2	選定による効果	2
3	補助対象経費	3
4	補助金額	4
5	選定への参加資格	5
6	選定の対象となる事業	5
7	補助対象期間	5
8	手続きフロー	6
9	スケジュール	7
10	選定への参加方法	8
11	選定について	9
12	プレゼンテーション資料の作成	10
13	留意事項	11
14	評価項目	12
15	申請書の提出及び問い合わせ先	13

1 選定の目的

産官学金労言の連携により、地域の人材・資源・資金を活用した新たなビジネスの立ち上げを支援し、地域での経済循環を創造することを目的とした国の地域経済循環創造事業交付金(以下「交付金」という。)において、全国から申請される事業の中から国の採択を受けるためには、市による伴走支援を実施し、申請する事業の磨き上げをする必要がある。そのために、山口市地域経済循環創造事業審査会(以下「審査会」という。)により、市から交付金の申請を目指す事業(以下「申請事業」という。)を選定する。

本要領は、令和8年度における申請事業を選定するにあたり、必要な事項等を定める。

2 選定による効果

(1) 交付金の申請に向けた伴走支援

選定された申請事業について、国からの採択を目指し、市から交付金の申請をするまでの間、市による伴走支援を実施する。

(2) 事業実施期間の確保

国の新年度募集に合わせた申請スケジュールとしており、事業者にとって十分な事業実施期間が確保できる。

(3) 交付金の申請に向けた伴走支援

市は、申請事業のうち国において交付決定を受けた事業について、山口市地域経済循環創造事業補助金交付要綱に基づき、補助金の交付を行う。

3 補助対象経費

補助対象経費

補助金の交付の対象となる経費(以下「補助対象経費」という。)は、国の地域経済循環創造事業交付金交付要綱(ローカル 10,000 プロジェクト)の第5条に規定する以下の経費とする。

※総務省地域経済循環創造事業交付金交付要綱(R6 年 12 月改正)

https://www.soumu.go.jp/main_content/000982715.pdf



経費の区分	説明
施設整備費	事業の遂行に必要な建物、建物付属設備及び構築物に係る設計、工事監理、建築工事、修繕及び購入に係る経費。ただし、用地取得費は除く。
機械装置費	事業の遂行に必要な機械装置に係る設計、工事監理、修繕、購入及びリース・レンタルに係る経費(事業の遂行に必要な著作権等の無形資産の取得等に要する経費を含む)。
備品費	事業の遂行に必要な備品の購入及びリース・レンタルに係る経費。
調査研究費	事業の遂行に必要なものとして、補助対象者と連携する地域の大学が行う調査研究に係る経費。ただし、補助対象者が直接行う調査研究に係る経費は除く。

※全て「7 補助対象期間」内の納品等が書面等にて確認できる経費に限る。(経費の支払いを期間内に完了し、領収書等で日本円での金額及び日付等が確認できることを要件とする。)

※事業目的に合致しないもの、消耗品、振込手数料、各種申請手数料・収入印紙、各種保険料及び事業に直接使用したことが特定できない一般事務用品等は対象外とする。

4 補助金額

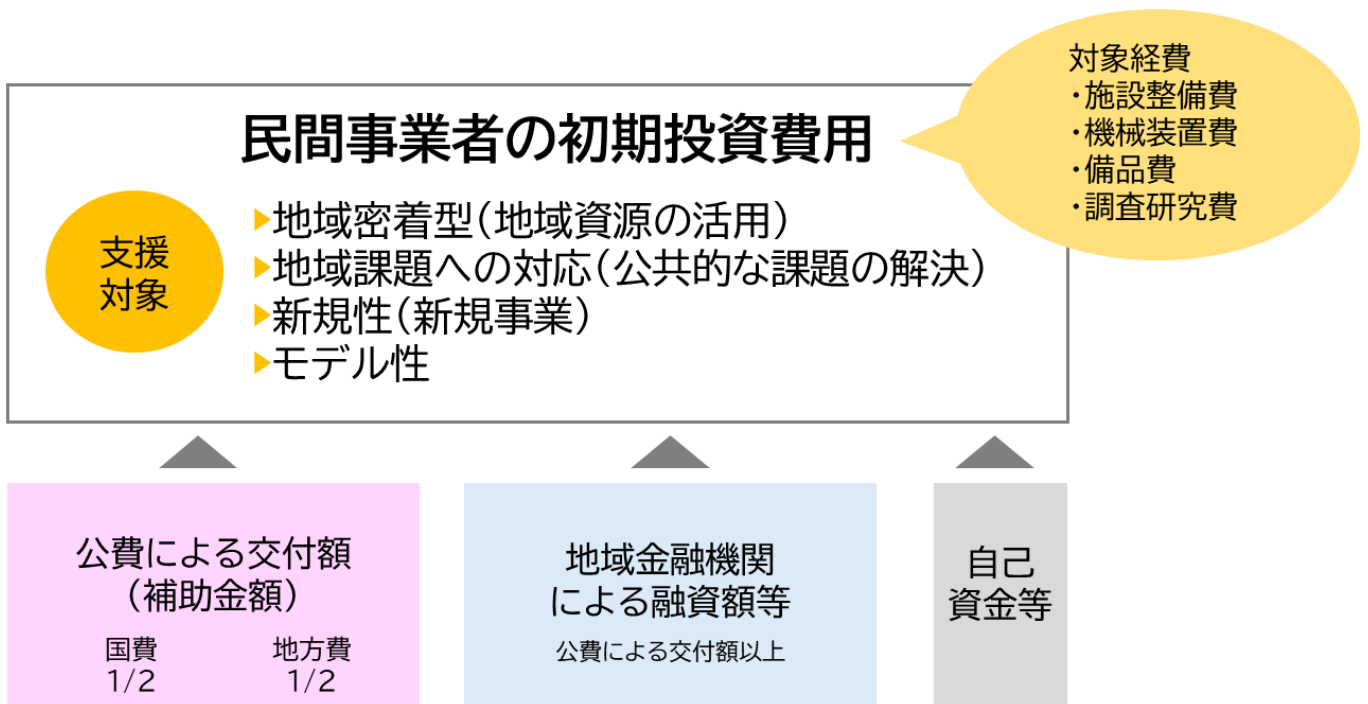
補助金の額は、補助対象経費から事業者等が地域金融機関等、若しくは日本政策金融公庫から受ける融資額又は一般財団法人地域総合整備財団の支援を得た地方公共団体から受ける無利子の貸付額(以下「融資額等」という。)及び事業者等の自己資金等の合計額を差し引いた額とする。この場合において、算出した補助金の額に1,000円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとする。

なお、補助金額の上限額は以下のとおりとする。ただし、山口市の予算の範囲内での補助とする。

ア 融資額が補助金額と同額以上1.5倍未満の額の場合 2,500万円

イ 融資額が補助金額の1.5倍以上2倍未満の額の場合 3,500万円

ウ 融資額が補助金額の2倍以上の額の場合 5,000万円



5 選定への参加資格

申請事業の選定に参加する事業者は次の(1)～(4)の要件を全て満たす者とする。

(1)法人格を有し、市内に店舗、工場、事業所、事務所等を有し、又は設けようとする者

(2)市等が実施する同種の補助金等の交付を受けていない者又は受ける見込みがないこと。

(3)市税を滞納していない者

(4)山口市暴力団排除条例(平成23年山口市条例第33号)第2条第1号に規定する暴力団、同条第2号に規定する暴力団員を役員とするもの及び暴力団員と密接な関係を有する者でないこと

6 選定の対象となる事業

選定の対象となる事業は、次の要件全てに該当し、持続可能地域における経済循環に寄与する優れた事業(以下「補助対象事業」という。)と認められるものとする。

ア 産官学金労言の連携により、地域の資源と資金を活用した地域密着型の事業であること。

イ 事業の実施により、山口市の負担により直接解決・支援すべき公共的な地域課題への対応の代替となること。

ウ 補助対象者にとって新規事業であること。

エ 他の同様の公共的な地域課題を抱える地方公共団体に対する高い新規性・モデル性があること。

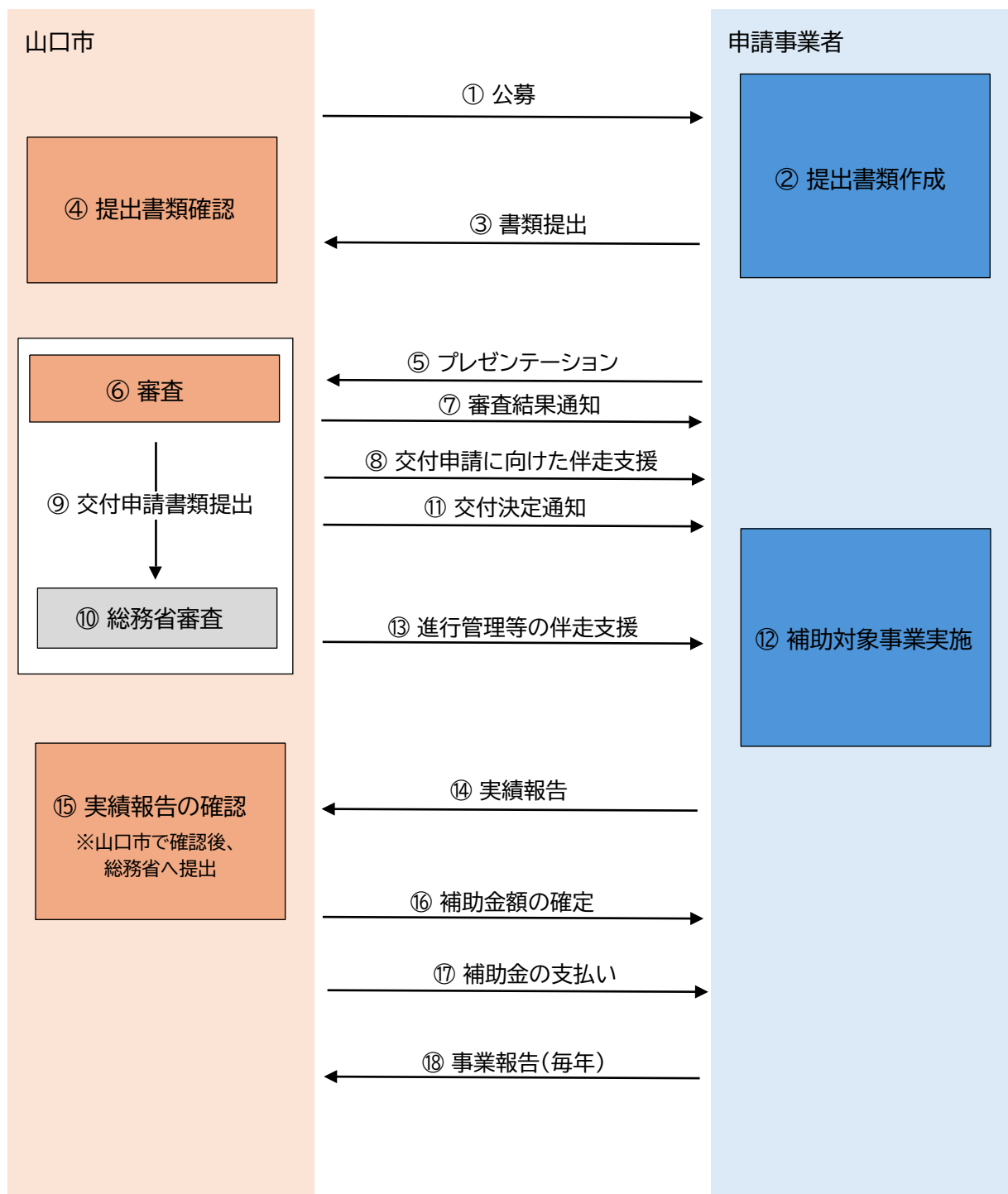
オ 補助対象経費のうち、補助対象者が地域金融機関等から受ける融資等の総額が、「3 補助対象経費」、「4 補助金額」に規定する山口市からの補助金額と同額以上であり、当該融資は無担保(補助対象事業により取得する財産に抵当権その他の担保権を設定する場合を除く。)の融資であること。なお、金融機関等は経営者に対して補助対象者の連帯保証人になること(経営者保証)を求めてはならない。

7 補助対象期間

補助金の対象事業を実施する期間(以下「補助対象期間」という。)は、単年度を原則とし、令和8年6月下旬(補助金の交付決定日以降)に着手し、令和9年2月26日までに完了すること。また、交付決定日前に実施された事業は補助対象外とする。

2年に渡る事業実施を検討の場合は、事業選定へ申込を行う前に、事前に市へ相談すること。

8 手続きフロー



9 スケジュール

No.	内容	日程
1	募集開始	令和7年8月1日(金)
2	書類の提出締切	令和7年10月31日(金)
3	提出書類の確認期間	令和7年8月1日(金)～ 令和7年11月28日(金)
4	審査会(プレゼンテーション)	令和7年12月上旬
5	審査結果通知	令和7年12月中旬
6	交付申請に向けた伴走支援	令和7年12月中旬～ 令和8年3月末
7	市から国へ交付申請	令和8年4月下旬
8	国審査期間	令和8年5月～6月
9	交付決定通知	令和8年6月下旬
10	実績報告	令和9年2月26日(金)まで
11	補助金の支払い	実績報告確認以後、順次

10 選定への参加方法

選定への参加に向けて、市が提出書類を確認し、必要に応じて国へ必要な照会を行い、疑義等の確認を行う。

(1) 提出書類

- ア 山口市地域経済循環創造事業選定申請書【様式第 1 号】
- イ 地域経済循環創造事業実施計画書（実施計画書別記様式第1号-1及び第1号-2）
- ウ 交付対象経費の根拠となる見積書
- エ 事業概要ポンチ絵
- オ 履歴事項全部証明書（直近3カ月以内に法務局が発行したものに限る。）
- カ 会社概要が分かる資料
- キ 市税の「滞納の無いことの証明」（直近3カ月以内に山口市が発行したものに限る。）
- ク 行程表（任意様式）
- ケ 事前確認チェックシート
- コ プレゼンテーション資料（任意様式）

(2) 書類提出期限

上記(1)ア～ケ 令和7年10月31日(金)17時(必着)

上記(1)コ 令和7年11月28日(金)17時(必着)

※提出が必要な様式は山口市ホームページへ掲載。

(3) 市が確認を行う期間

令和7年8月1日(金)～令和7年11月28日(金)

(4) 提出場所及び提出方法

電子データと紙原本の両方を「14 申請書の提出及び問い合わせ先」に提出すること。

ア 電子データ

電子メールにて提出すること。電子メール送付後は未受領防止のため、提出を行った旨を電話で連絡すること。

データは ZIP ファイルに取りまとめの上、ファイル名を「(提出年月日)_(事業者名)_申請 書類一式」(())内は各々必要事項を記載)とすること。

イ 紙原本（1部）

「直接持ち込み」又は「郵送(締切日必着)」

・「直接持ち込み」による場合の受付時間は、平日の 8 時30分～17 時とする。

・郵送の場合は、送付書類の確認が取れるよう、特定記録や簡易書留等配達記録にて送付すること。なお、郵便事故等による未着の場合、受付を行わない。

11 選定について

(1) 審査会の設置

市が令和8年度に交付金の申請を目指す事業を選定するため、透明性及び公平性を確保し、適正に事業を選定することを目的とした「山口市地域経済循環創造事業審査会」を設置する。

(2) 開催

審査会は申請事業の選定への参加があった場合に開催し、非公開とする。

開催は山口市役所本庁にて、令和7年12月上旬を予定しているが、詳細については、開催日の2週間前までに、「山口市地域経済循環創造事業選定に係る申請書(様式1)」に記載された担当連絡先宛て電子メールで通知する。

(3) 審査方法

事業実施計画書等の提出書類及びプレゼンテーションを総合的に審査する。

(4) 審査基準

審査会の構成委員は、別表に掲げる評価項目をもって、事業を公正かつ客観的に審査し、国への申請事業を選定する。

(5) 失格

次のいずれかに該当する場合は、失格とする。

- ア 提出書類に虚偽の記載があった場合
- イ 選定の公平性を害する行為があった場合
- ウ 必要書類が未提出であった場合

(6) プレゼンテーションにおける留意事項

- ア 出席者は3名以内とすること。
- イ 実施時間は、1事業者につき30分以内(プレゼンテーション15分以内、質疑応答15分以内)とする。
- ウ プレゼンテーションは、「12 プレゼンテーション資料の作成」に基づき作成した資料を用いて行うこと。当日の追加資料の提出及び提示は認めない。

(7) 選定結果の通知

審査結果は、令和7年12月中旬頃に、選定事業の申請があった事業者^に文書で通知する。

(8) その他

審査を行うにあたり、必要な場合は個別に提出書類の確認を行う。

市の選定事業となった場合でも、国による審査に落選した場合は、補助金は交付しない。

12 プレゼンテーション資料の作成

プレゼンテーション資料の作成にあたり、必要な事項等を以下のとおり定める。

(1) 構成 資料は以下項目の記載を必須とする。

ア 表紙

- ・表題(山口市地域経済循環創造事業補助金～補助事業の名称～)
- ・提出年月日
- ・事業者名、担当者氏名、連絡先

イ 目次

ウ 事業者(実施主体)概要

エ 事業計画の概要

オ 事業計画の詳細

- ・「14 評価項目」に掲げる項目を各編の見出しとして、具体的な内容を記載すること。
- ・事業実施にあたり、遵守すべき法令や取得が必要な許可等がある場合は、「法令、許可等の名称」及び「取得スケジュール」を記載すること。

カ 全体事業スケジュール

キ 経費見積書及び積算内訳書

- ・見積金額の内訳が分かる積算内訳を作成し、項目、数量、単価、金額を明らかにすること。

(2) 形式等

ア 資料は A4、横書き、14 ページ以内(表紙、目次を除く。)とし、ページ番号を付すこと。

イ 印刷の色は、カラー、白黒を問わない。

(3) その他

ア 図、表、写真等を適宜使用し、見やすく明確な内容とすること。

イ 専門知識を有しない者にも理解できる表記を心がけること。

ウ 資料で使用する言語及び通貨は、それぞれ日本語と日本国通貨とすること。

エ 事業の実現可能性について、十分考慮した内容とすること。

13 留意事項

本要領に加えて、「山口市地域経済循環創造事業補助金交付要綱」及び国(総務省)の「地域経済循環創造事業交付金交付要綱」の内容を必ず確認すること。

また、下記事項について留意すること。

- (1) 各申請にかかる費用は、全て申請者が負担するものとする。
- (2) 提出物は返却しない。なお、提出書類は本補助金に係る手続き以外の目的には使用しない。
- (3) 審査結果に関する問い合わせは受け付けない。
- (4) 提出書類に虚偽があった場合や選定の公平性を害する行為があった場合、また必要な手続きを行わない場合等は交付決定を受けた後であっても交付決定を取り消すことがある。
- (5) 予算の範囲内での交付決定とする。
- (6) 補助金の支払については、事業の報告を市が受け付けた後、事業の実績や支出内容等を証拠書類等により確認できた後とする。
- (7) 年度内に事業が完了しなかった場合は、補助金は交付しない。
- (8) 本補助事業により取得した財産については、事業完了後も、管理者によって管理(管理簿の作成、ラベル貼付による紛失防止等)し、本補助事業の目的に従って、その効率的運用を図ること。また、原則として、総務省所管補助金等交付規則8条に定められた処分の制限を受ける期間を経過するまでは、山口市の承認を受けずに、この補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、担保に供し、又は取り壊してはならない。なお、山口市の承認を得て取得財産を処分したことにより収入があったときは、その収入の全部又は一部に相当する金額の納付を求められることがある。
- (9) 補助対象事業に関する関係書類及び帳簿類を整理し、事業が完了した翌年度から起算して5年間保存すること。
- (10) 補助対象事業の完了の日の属する会計年度の翌年度から起算して5年以内の間、毎会計年度終了後、20日以内に、事業化収益状況報告書(様式第17号)を山口市に提出すること。なお、山口市が、総務省要綱第22条(収益納付等)に基づき総務省から交付金の全部又は一部に相当する金額の納付命令を受けたときは、当該交付金に基づき補助金を交付した補助対象者に対し、交付した補助金の全部又は一部に相当する額の金銭の納付を命じることがある。
- (11) 交付決定の日の属する会計年度の翌年度以降、事業効果を検証することを目的として行われる調査に地域金融機関等の協力のもと、回答すること。
- (12) 事業内容等を変更する際は、事前相談の上、山口市地域経済循環創造事業補助金交付事業変更申請書(様式第8号)及び関係書類を提出し、承認を受けた後に、変更後の事業を行うこと。
- (13) 補助対象事業に係る成果等を公表(プレスリリース等)する場合は、事前に市へ連絡すること。

14 評価項目

審査にあたっては、以下の項目について総合的に評価する。

No	評価の視点	配点(点)
1 地域資源の活用		
	山口市の地域資源を活用する事業であるか (原材料を地域外から仕入れて製造した単なる加工品を地域資源とするものや単に空き家、廃校を改修して活用するもの等ではないか)	20
	地域資源の特徴を生かし、ブランド化や知名度向上等に寄与しているか	
2 事業の実現性		
	事業内容、事業戦略、収支計画は具体的かつ確実性があるか	10
3 雇用計画		
	地域人材の雇用計画及び育成計画に具体的かつ確実性があるか	10
4 公共的な地域課題の解決		
	地域経済の循環、関係人口の増加など、地域への波及効果を見込むことができる事業であるか	20
	第二次山口市総合計画後期基本計画、その他の市計画に掲載されている課題等と合致するか	
5 事業の新規性		
	事業者にとって新規ビジネスであるか (単に生産量を増加させるもの、工場を増設するもの等の既存事業の拡大等ではないか)	5
6 モデル性		
	市内で前例のない取り組みであり、同様の地域課題を抱える地域のモデルとなり得るか	15
7 リスクに対する回避策		
	事業に内在するリスクを認識しており、そのリスクに対する回避策があるか	10
8 事業の自立性		
	補助対象事業の完了後、本市の地域課題の解決のため、自立して事業を実施していくことができるか	10
合計		100

審査委員による各評価項目において、6割以上となった事業について、本市が抱える地域課題や財政等の状況に鑑み、国への申請事業を選定する。

15 申請書の提出及び問い合わせ先

部署名 〒753-8650
 山口市亀山町2 番 1 号
 山口市役所 商工振興部 ふるさと産業振興課(本庁舎3階)

電話番号 083-934-2719(直通)

メールアドレス furu@city.yamaguchi.lg.jp

受付日時 平日 8:30~17:00(土・日・祝日は対応不可)